

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に當る  
ときは、その翌日)

## 目次

◇ 告 示 都市計画の決定に係る案の縦覧  
都市計画の変更に係る案の縦覧

〃 〃 〃 〃

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

## 告 示

### 鳥取県告示第九百七十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条の規定に基づき、羽合都市計画公園を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和四十七年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 三 朗

一 都市計画を定める土地の区域

第五・八・一号 鳥取海岸臨海公園

羽合町大字上浅津字二ノ雨籠土、字堂ノ本、字二ノ屋敷、字中島及び字二ノ中島、大字下浅津字上大坪、字下大坪、字船寄及び字鍛冶屋、大字光吉字南津、大字南谷字コト引、字大外、字大場、字大上、字隈ノ内及び字中島、大字字野字石脇、字東屋敷、字西屋敷、字西峯及び字西又二、大字橋津字二ノ浜屋敷、大字久留字三ノ大縄、大字長瀬字五ノ千石、字六ノ千石、字十ノ千石、字十一ノ千石、字十二ノ千石、字十三ノ千石、字蟹池、字池端、字新川前、字新川屋敷、及び字新川尻地内並びに橋津川及び東郷池の河川区域

二 都市計画の案の縦覧場所

東伯郡羽合町久留九八ノ四 羽合町役場

三 縦覧期間

昭和四十七年十一月十四日から昭和四十七年十一月二十七日まで

### 鳥取県告示第九百七十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、東郷都市計画公園を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に  
意見書を提出することができる。

昭和四十七年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画を変更する土地の区域

第五・八・一号 鳥取海岸臨海公園

追加する部分

東郷町大字引地字寺前及び字舞鶴、大字松崎字仲町、字上町、字西ノ丸、字城山及び字堀、大字藤津字中浜、字向田、字冲新田、字泥中、字若山、字コフワイ、字ナメラ、字下ナメラ、字南フクラ及び字大鼻、大字宮内字只津、字只津平、字狐塚、字出雲山、字尾和田平、字長谷、字小長谷、字山屋敷、字宮津、字下宮津、字弁才、字段々鼻、字椎山及び字コキドノ並びに東郷池及び舍人川の河川区域

二 都市計画の案の縦覧場所

東伯郡東郷町大字引地四〇番地一四七 東郷町役場

三 縦覧期間

昭和四十七年十一月十四日から昭和四十七年十一月二十七日まで

鳥取県告示第九百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画道路を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供す

る。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に  
見書を提出することができる。

昭和四十七年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画を変更する土地の区域

1 一等大路第三類第二号 正蓮寺晩稲線

変更する部分

鳥取市安長及び徳吉

2 一等大路第三類第四号 停車場布勢線

変更する部分

鳥取市幸町

3 二等大路第一類第二号 富安宮ノ下線

追加する部分

鳥取市行徳、幸町及び天神町

変更する部分

鳥取市扇町、富安一丁目及び富安二丁目

4 二等大路第一類第四号線 叶裁判所線

変更する部分

鳥取市今町一丁目、瓦町、充町、川端二丁目、川端三丁目、元魚町一丁目、元魚町二丁目、二階町二丁目、二階町三丁目、本町二丁目、本町三丁目、片原二丁目、片原三丁目、西町一丁目、西町二丁目、西町三丁目及び西町四丁目

5 二等大路第二類第五号 古海賀露線

変更する部分

鳥取市古海、安長、商栄町、江津、晚稲及び賀露町

二 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所

三 縦覧期間

昭和四十七年十一月十四日から昭和四十七年十一月二十七日まで

鳥取県告示第九百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画公園を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和四十七年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画を変更する土地の区域

第七・四・一号 梶谿公園

追加する部分

鳥取市上町

二 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所

縦覧期間

昭和四十七年十一月十四日から昭和四十七年十一月二十七日まで

鳥取県告示第九百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画公園を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和四十七年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画を変更する土地の区域

第五・六・一号 打吹公園

変更する部分

倉吉市字惣田山及び字三本松

二 都市計画の案の縦覧場所

倉吉市葵町七二二 倉吉市役所

三 縦覧期間

昭和四十七年十一月十四日から昭和四十七年十一月二十七日まで

鳥取県告示第九百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画公園を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和四十七年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画を変更する土地の区域

第三・三・三号 境中央公園

追加する部分

境港市上道町字中鴻河及び字上鴻河

二 都市計画の案の縦覧場所

境港市上道町一六〇〇 境港市役所

三 縦覧期間

昭和四十七年十一月十四日から昭和四十七年十一月二十七日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】

昭和四十七年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十七年十一月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和四十七年十一月十四日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 衆議院議員総選挙について